

泡瀬干潟の埋立の中止を緊急に求める意見書

2008年7月18日
日本弁護士連合会

【意見の趣旨】

国及び沖縄県は、中城湾港（泡瀬地区）公有水面埋立事業を即刻中止すべきである。
沖縄市は、東部海浜地区開発計画を廃止すべきである。

【意見の理由】

第1 日本弁護士連合会の泡瀬干潟等湿地保全に対するこれまでの取組み

1 湿地保全への取組み

日本弁護士連合会（以下「当連合会」という。）では、早くから湿地保全問題に取り組み、各地の湿地を取り巻く問題状況を調査、研究の上、別紙の通り、湿地に対する開発行為の中止や保全策の提言を行ってきた。

2002年10月11日には、第45回人権擁護大会において、シンポジウム「うつくしまから考える豊かな水辺環境 - 湿地保全・再生法制定に向けて - 」を開催し、重要湿地500選の湿地及び周辺地域で進行中の開発計画を中止させること等を内容とする「湿地保全・再生法の制定を求める決議」を採択し、その内容を実現すべく2006年3月16日には「湿地保全要綱案」を発表した。

2 泡瀬干潟保全への取組み

泡瀬干潟について、当連合会では、2001年6月に現地調査を行って以降、さらに調査や研究を行いながら、その保全に向けた取組を行っている。

当連合会は、中城湾港（泡瀬地区）公有水面埋立事業（以下「本事業」という。）に基づく埋立工事の開始前である2002年2月に、沖縄市において、シンポジウム「泡瀬干潟埋立計画を検証する」を開催し、同年3月15日、国及び沖縄県に対して、本事業の中止を求める意見書（泡瀬干潟埋立事業に関する意見書）を発表した。

2002年度に埋立工事に着手された後も、当連合会は、泡瀬干潟についての調査・研究を続け、2008年3月に当連合会で改めて現地調査を実施した。

第2 泡瀬干潟の重要性

1 地理的特徴

泡瀬干潟は、沖縄島中部の中城湾に位置する約265haの干潟である。干潟の底質は泥質から砂質、サンゴ礁質と多様で、クビレミドロ、ホソエガサなど数種の海草（うみくさ）からなる沖縄最大の353haに及ぶ藻場も広がるほか、サンゴ礁も見られ、多様で繊細な生息域を形成している。

2 生態系の特徴

底生生物相は豊かで、ミナミコメツキガニなどの甲殻類や、ホソスジヒバリガイ、リュウキュウアオイガイ、ハボウキガイなどの貝類など、南西諸島特有の生物地理的特徴を示す生態系が広がっている。沖縄最大の藻場は、魚介類に産卵場所を提供し、また、満潮時には多くの魚類の餌場となり、ジュゴンやアオウミガメも海草を食べに訪れていると言われている。

「WWF Jサイエンスレポート」において絶滅寸前種（環境省レッドリスト絶滅危惧種に相当）や危険種（同危急種に相当）などに指定されている種は、底生生物だけでも15に及んでいる。また、沖縄県版レッドデータブック（沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物）において、絶滅危惧種とされているクビレミドロ（藻類）やトカゲハゼ、危急種とされているホソエガサ（藻類）やミナミコメツキガニ（但し地域個体群）等も生育・生息している。

さらに、沖縄島では最大数が1000羽を越すシギ・チドリ類の渡来地はなくなっているが、ムナグロの越冬数は日本最大であること、ムナグロの最小推定個体数の1%以上、キシアシシギの0.25%以上が記録されていること、RDB種のアカアシシギとホウクロシギが記録されていることなど、重要なシギ・チドリ類の渡来地である。

また、沖縄野鳥の会の調査によると、泡瀬干潟では渡り性の水鳥など125種の野鳥が観察され、そのうちシギ・チドリ類などの渡り性水鳥の渡来数は沖縄島最大の900羽を数えているとのことである。また、レッドリスト掲載種であるコアジサシの繁殖も確認される等、泡瀬干潟は東アジアにおける渡り鳥の地球規模での渡りのルートを維持する上で欠くことができない生息環境となっている。

3 小括

このように、泡瀬干潟は、南西諸島の生物地理的特徴を示す貴重な大規模干潟であり、環境省が選定した重要湿地500選にも選ばれ、ラムサール条約登録湿地となるための基準も満たす国際的に重要な湿地であると評価されている。

第3 泡瀬干潟人工島事業の進捗状況と問題点

1 目的の不合理性

本件事業は、バブル景気の真っ直中にあった1987年3月に沖縄市によって策定された東部海浜地区開発計画の中で構想され、1995年11月に中城湾港の港湾計画に位置づけられた事業である。

その目的とするところは、海を生かした観光を中心とした産業を誘致することにより沖縄本島中部圏東海岸域の振興・活性化の起爆剤とすること、及び泡瀬干潟に隣接する新港地区特別自由貿易地域（以下「FTZ」という。）にアクセスする航路の浚渫土砂の処理場とすることにある。

そもそも、環境省が重要湿地に選定した干潟を、土砂捨て場にするために埋め立てること自体が合理的とは言えない。

しかも、産業誘致については、ホテル・マリーナなどの需要予測及び企業の進出予測に関する動向は、2001年度に公表された資料しか存在しないなど、現在の動向を正確にふまえたものは存在しない。

また、FTZに指定された第3次埋立区域については、現時点においては土地利用

がほとんど進んでおらず、航路を整備しても十分に活用されるという客観的状況は整っていない。

このように、本件事業については、その目的の合理性が現時点において備わっているものとは評価できないものである。

2 本件事業の進捗状況

本件事業は、国と沖縄県が事業主体となって、泡瀬干潟と周辺海域の公有水面 18.5 ha を出島方式によって埋立てようとするものであり、当初の予定では 2001 年 8 月より護岸工事から着手され、2002 年次から埋立工事が開始され 2007 年次半ばで完了する予定であった。

しかし、事業は予定通りには進まず、2008 年 3 月に当連合会が現地を調査した時点においては、人工島の外周護岸総延長約 4050 m のうち約 1500 m が施工され、また資材等の搬入に必要な仮設航路は全浚渫土量約 37 万 m³ のうち 16 万 m³ の浚渫がなされていたものの、護岸内の埋立てはまだ行われていなかった。

3 2006 年沖縄市長選挙の結果

2006 年 4 月 23 日の沖縄市長選挙において市民不在のまま計画が進んでいることを指摘し、情報の公開、検討委員会の設置などの政策を掲げた東門美津子氏が、事業推進派の対立候補を抑えて当選した。市民の間からは、同氏の当選によって事業の見直しが実現するのではないかとの期待が高まった。

東門市長は、就任後、本件事業をはじめとする一連の開発事業について、東部海浜開発事業検討会議を設置して検討を行った。同検討会議は、2007 年 7 月 30 日に報告書をまとめたが、事業の賛否について明確な結論は出ないままであった。

このように検討会議では明確な結論が出なかったにもかかわらず、東門市長は同年 12 月 5 日に記者会見を行い、本件事業の内、第二区域（人工島の北半分）については生態系への悪影響から事業の推進が困難であるとしたが、第一区域（人工島の南半分）については、工事の進捗状況からして推進せざるを得ないとの見解を明らかにした。

4 市長見解の問題点

第二区域の埋立については見直すが、第一区域については当初計画通りの埋立を行うという市長の見解には以下のようないくつかの問題点がある。

第一に、第一区域埋立の必要性の根拠となっている沖縄市による土地利用確認作業結果は 2004 年に実施されたものであり統計として古いうえ、第二区域の存在が前提となっているので、根拠としての価値は乏しい。2008 年 3 月の当連合会の調査で沖縄市の担当者に聴取した結果からも、第一区域のみを前提とした利用計画は現在も作成されていないことが明らかである。

第二に、本件埋立事業に関し、2002 年度から 03 年度にかけて環境アセスメントが行われたが、事業着工後にも泡瀬干潟では新種、貴重種、絶滅危惧種が発見され、また、同アセスメントに記載されていないヒメマツミドリイシが F T Z の航路予定地において確認されているなど、アセスメントの杜撰さはますます明白となっている。よって、第二区域を見直すのであれば、この機会に、第一区域の事業を推進しながら第二区域を保全することが可能か否かについて、潮流の変化を含めたアセスメントを

行うべきであるにもかかわらず，そのような予定はないということも，大きな問題である。

第4 保全の緊急性

国及び県は，2008年4月28日から，浚渫土砂の護岸内への搬入，埋立工事に着手し，2012年度末で第一区域の工事が終了する予定である。

このまま埋立工事が進むと，当該地域における海草の消滅，海流の変化による砂州への影響，サンゴの死滅など，護岸内の生態系に回復困難な損害を与えることとなる。

したがって，泡瀬干潟保全のため本件事業は即刻中止されなければならない。

このような泡瀬干潟保全の緊急性に鑑み，地元弁護士会である沖縄弁護士会は，2008年1月に，事業計画の再考と工事の中止を求める会長声明を発表している。

第5 結論

以上の検討結果に鑑み，当連合会は，泡瀬干潟の貴重な自然環境を保全するためには，即刻，国及び沖縄県が本件事業を中止するとともに，本件事業推進の根拠となっている東部海浜地区開発計画を沖縄市が廃止することが必要であると考え，本意見書を提出する次第である。

以上

(別紙)

日本弁護士連合会の湿地保全の取り組み(抜粋)

1997年	「諫早湾干拓事業に関する意見書」発表 「中海土地改良事業の廃止を求める意見書」発表
1999年12月	「三番瀬埋立事業計画に対する意見書」発表
2002年2月	シンポジウム「泡瀬干潟埋立計画を検証する」開催
同年3月	「泡瀬干潟埋立事業に関する意見書」発表
同年10月	シンポジウム「うつくしまから考える豊かな水辺環境 - 湿地保全・再生法制定に向けて - 」開催 「湿地保全・再生法の制定を求める決議」採択
2003年10月	「諫早湾干潟の再生と開門調査の実施を求める意見書」発表
2004年2月	「中城湾港佐敷干潟埋立計画に関する意見書」発表
2006年3月	「湿地保全及び再生等に関する法律案要綱」発表
2008年6月	シンポジウム「ラムサール条約登録をめざして~九州の重要湿地の保全のために~」開催(九州弁護士会連合会・福岡県弁護士会との共催)